

中央大通り沿道賑わい空間創出事業実施要領

(趣旨)

第1条 この実施要領は、佐賀市まちづくりファンド活用事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第3条第1項に定める補助事業のうち、中央大通り沿道賑わい空間創出事業（以下「補助対象事業」という。）に対する補助金の交付について、佐賀市補助金等交付規則（平成17年佐賀市規則第64号）及び交付要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この実施要領における用語の意義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 再生計画 佐賀市中央大通り再生計画（平成27年3月策定）をいう。
- (2) トータルデザイン 再生計画に位置付けられた実践プログラムに基づき、中央大通りの道路空間や沿道建築物等に係る具体的な整備方針を定めた佐賀市中央大通りトータルデザイン（平成30年3月策定）をいう。
- (3) デザインガイドライン トータルデザインにおいて定めるデザインガイドライン（沿道建築物等）をいう。
- (4) 賑わい機能 公益的施設等が有する市民等の公共の福祉又は利便性の向上のために必要な機能その他これに類する機能として市長が認めるものをいう。

(補助対象区域)

第3条 補助金交付の対象となる区域（以下「補助対象区域」という。）は、別表1のとおりとする。

(整備基準)

第4条 交付要綱別表1第2項に定める補助事業の項目に係る整備基準（以下「整備基準」という。）は、デザインガイドラインに基づいて定めるものとし、別表2のとおりとする。

(補助対象事業)

第5条 補助対象事業は、整備基準に適合し、かつ、補助対象区域内において行われる賑わい機能を伴う施設整備等とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助対象事業としない。

- (1) 昼間時間（午前9時後午後6時前の時間）における営業時間（営業時間に類するものを含む。）が3時間未満のもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業、同条第11項に定める特定遊興飲食店営業及び同条第13項に定める接客業務受託営業を営むもの

(3) 別表 2 に定める付帯事業に係る整備基準にのみ適合するもの

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるもの

(事前協議)

第 6 条 交付要綱第 5 条第 2 項に定める申請者は、あらかじめ中央大通り沿道賑わい空間創出事業事前協議書（様式第 1 号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により事前協議がなされたときは、その内容を審査し、相当であると認めたときは、中央大通り沿道賑わい空間創出事業事前協議結果通知書（様式第 2 号）により協議した者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により通知を受けた者に対し、必要に応じて、追加の協議を求めることができる。

4 第 1 項及び第 2 項の規定は、前項の協議の規定について準用する。

(市長が必要と認める書類)

第 7 条 交付要綱第 5 条第 2 項第 4 号に定める書類は、別表 3 のとおりとする。

2 交付要綱第 9 条第 1 項第 3 号に定める書類は、別表 4 のとおりとする。

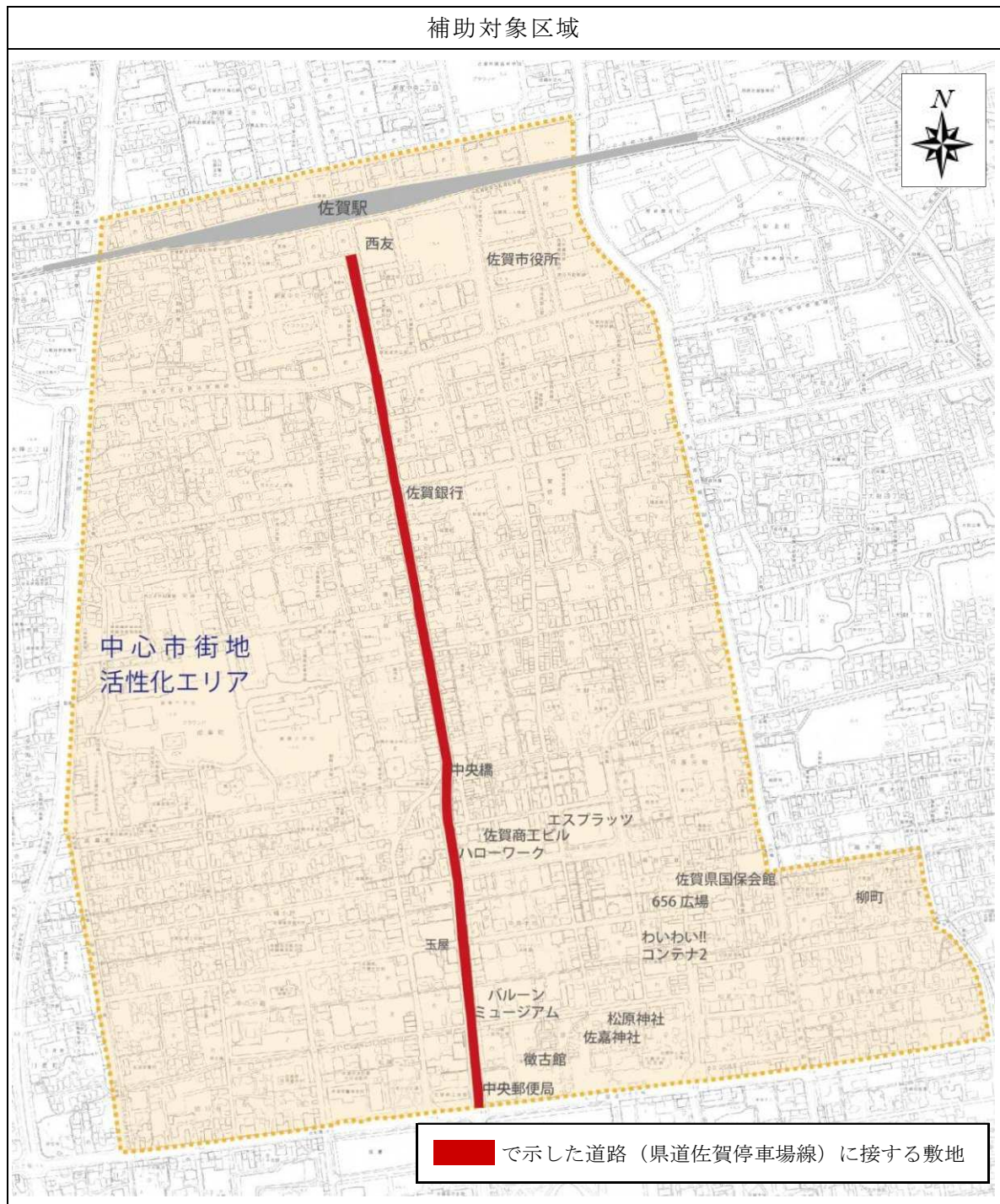
(補則)

第 8 条 この実施要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この実施要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表1 (第3条関係)



別表 2 (第 4 条関係)

項目		区分	整備基準								
基 本 事 業	中央大通りから感受で きる賑わいの創出	形態	● 建築物の低層階（地上 1 階又は 2 階）に賑 わい機能を伴う整備とする。								
		配置	● 道路境界から建築物の壁面までの距離が概 ね 3 m 以内となる整備とする。								
	シンボルロードとして 魅力ある街並み景観の 創造	色彩	● 外壁・屋根の色彩は、マンセル表色系を用 いた下表の色彩基準とする。 <table border="1" data-bbox="774 616 1372 896"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R・Y R・Y 系 (赤・黄赤・黄系)</td> <td>彩度 6 以下</td> </tr> <tr> <td>その他の有彩色 (黄緑・緑・青緑・青・青紫・紫・赤紫系)</td> <td>彩度 5 以下</td> </tr> <tr> <td>無彩色 (白・黒・灰)</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> ※色相及び彩度は、日本工業規格に採用さ れているマンセル表色系に基づくものと する。	色相	彩度	R・Y R・Y 系 (赤・黄赤・黄系)	彩度 6 以下	その他の有彩色 (黄緑・緑・青緑・青・青紫・紫・赤紫系)	彩度 5 以下	無彩色 (白・黒・灰)	—
		色相	彩度								
R・Y R・Y 系 (赤・黄赤・黄系)		彩度 6 以下									
その他の有彩色 (黄緑・緑・青緑・青・青紫・紫・赤紫系)	彩度 5 以下										
無彩色 (白・黒・灰)	—										
形態	● 屋上設備は、公共の用に供する場所から見 て目立たないよう配慮した整備とする。 ● 屋外階段、配管等は、形態、色彩等の工夫 により建築物本体と調和した整備とする。 ● 附属施設（給水室、電気室、ごみ置場、倉 庫等）は、中央大通りから見えない場所に 設けるか、形態、色彩等の工夫により建築 物本体と調和した整備とする。										
外構	● 屋外広告物は、街並みに配慮した形態・意 匠とし、敷地内（官民境界以内）に掲出す る。（移動可能な簡易な場合も含む。） ● 駐車場は、中央大通りから見て目立たない よう配慮した配置、形態等とする。										

項目		区分	整備基準
付帯事業	快適な歩行空間の創出	機能	<ul style="list-style-type: none"> ●道路境界から建築物の壁面を概ね1.5m以上後退させ、これにより生じた敷地部分を「歩道状空地」として整備する。（2階以上の建築物の場合は、1階部分のみの壁面後退も可とする。） ●歩道状空地は、誰もが歩道と一体的に通行できる空間とするため、歩道に沿って舗装化する。 ●歩道状空地は、原則として敷地が歩道に接する部分の全長にわたって整備し、歩道との段差は設けないものとする。
	憩いと交流が生まれる空間の創出	機能	<ul style="list-style-type: none"> ●中央大通りと接する敷地の一部を後退させ、これにより生じた敷地部分を「滞留空間」として整備する。 ●建築物の壁面の一部は、原則として道路境界から概ね3m以内となる整備とする。 ●滞留空間の面積は、20㎡以上かつ敷地面積の概ね10%以上とし、滞留空間が中央大通りと接する部分の長さは4m以上とする。 ●滞留空間は、誰もが自由に利用できる広場とするため、空間の機能、形態等に応じてベンチ等を効果的に配置し、積極的に緑化する。
	水辺を活かした親水空間の創出	機能	<ul style="list-style-type: none"> ●水路（クリーク等）沿いの敷地内（官民境界内）に水辺を活かした遊歩道、棚路等の「親水空間」を整備する。 ●親水空間は、原則として誰もが利用できる空間として整備する。 ●親水空間の面積は、概ね5㎡以上とする。
	自転車利用者に優しい駐輪機能の確保	機能	<ul style="list-style-type: none"> ●敷地内の後背部等に誰もが利用可能となる駐輪機能を整備する。

備考 建築物等に係る維持管理等の責務は、全て補助事業者に帰属する。

別表 3（第 7 条第 1 項関係）

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 事業の概要が分かる資料（位置図、配置図、平面図、立面図等）(2) 現況写真(3) 工程表(4) 工事費積算書(5) 事業に係る決算書（直近 3 年分）の写し(6) 事業承諾書(7) 賃貸借契約書の写し(8) 中央大通り沿道賑わい空間創出事業事前協議結果通知書の写し(9) その他参考となる資料 |
|--|

備考 1 この表の(5)については、個人事業主の場合、確定申告書及び収支決算書の写しとする。

2 この表の(6)及び(7)については、施設整備等を行う建築物又は土地を賃借する場合に限る。

別表 4（第 7 条第 2 項関係）

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 事業内容確認書(2) 事業の概要が分かる資料（位置図、配置図、平面図、立面図等）(3) 出来高設計書(4) 工事請負契約書の写し(5) 工事完了届の写し(6) 工程写真(7) 領収書の写し(8) その他参考となる資料 |
|---|

備考 この表の(1)については、第 6 条第 1 項の規定に基づき提出する事業内容確認書を準用して作成するものとする。

様式第1号（要領第6条第1項関係）

平成 年 月 日

佐賀市長

協議者住所

氏名

印

（団体の場合は、団体名及び代表者名）

中央大通り沿道賑わい空間創出事業事前協議書

中央大通り沿道賑わい空間創出事業実施要領第6条第1項の規定により、関係書類を添えて協議します。

○関係書類

- ・ 事業内容確認書
- ・ 事業の概要が分かる資料（位置図、配置図、平面図、立面図等）
- ・ その他参考となる資料

様式第2号（要領第6条第2項関係）

平成 年 月 日

様

佐賀市長

印

中央大通り沿道賑わい空間創出事業事前協議結果通知書

平成 年 月 日付けで事前協議のあった事業については、審査の結果、適当と認められるので、中央大通り沿道賑わい空間創出事業実施要領第6条第2項の規定により通知します。

なお、当通知書は、補助金の交付を決定するものではありません。

については、佐賀市まちづくりファンド活用事業補助金交付要綱第5条第2項の規定により、佐賀市まちづくりファンド事業活用事業補助金交付申請書を提出してください。